

魅力ある職場環境整備補助金 Q & A
(令和8年7月17日)

目次

1 制度全般・補助対象者について	5
1-1 個人事業主は対象になりますか？	5
1-2 農業や林業を営む個人事業主ですが、対象になりますか？	5
1-3 医療法人や社会福祉法人は対象ですか？	5
1-4 県内に複数の店舗（営業所）がありますが、店舗ごとに申請できますか？	5
1-5 複数のコース（例：トイレ改修と就業規則見直し）を同時に申請できますか？ ...	5
1-6 徳島県の「生産性向上・成長力強化支援事業費補助金」と併用できますか？	6
1-7 募集要項に記載のみなし大企業の役員の定義における役員総数には監査役を含みますか。また、常勤・非常勤の別は関係ありますか？	6
1-8 新規開業する店舗で、休憩室等を検討していますが、補助対象となりますか？ ...	6
1-9 パチンコ店やゲームセンターなどの遊技場は、本補助金の申請は可能でしょうか？	6
1-10 現在、事務所の移転を計画しています。移転先のリフォーム費用は補助対象になりますか？	7
2 (1) 魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備	8
2-1 既に就業規則はあるのですが、申請できますか？	8
2-2 従業員数が10人未満で、就業規則の作成・届出義務がない事業場ですが、労働基準監督署に届け出る必要がありますか？	8
2-3 地域別最低賃金の引上げに合わせて、賃金規程（時給額）を改定する場合は対象になりますか？	8
2-4 本補助金を活用して就業規則を整備した後、厚生労働省の「両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）」を申請しても問題ありませんか？	8
2-5 従業員が10名以上の事業場で、就業規則が未整備のままの状態です。これから就業規則を整備する場合は補助対象となりますか？	8
2-6 本補助金でメンタルヘルスケアに関する取組を実施したいと考えていますが、対象となりますか？	9
2-7 就業規則の取組番号⑩～⑭の整備について、本補助金を活用せずに整備した場合や、社会保険労務士等の専門家の支援によらず自社で整備した場合でも、補助対象要件を満たしますか？	9
2-8 従業員数10名未満の事業場が、本補助金を活用して新たに就業規則を作成・整備できますか？	11

3 (2) 快適な職場環境の施設設備等の整備	12
3-1 工事の写真はいつ撮ればいいですか?	12
3-2 和式トイレを洋式トイレに改修したいのですが対象ですか?	12
3-3 洋式トイレが古くなったので、同じタイプの新品に交換したいのですが?	12
3-4 飲食店を営んでいるのですが、お客様用のトイレを改修したいのですが、従業員も使う場合、対象になりますか?	12
3-5 事業主の自宅兼事務所のリビングに、打合せ用としてエアコンやテーブルを置きたいのですが対象になりますか?	13
3-6 休憩室の環境改善として、大型テレビや空気清浄機、マッサージチェアを置きたいのですが対象ですか?	13
3-7 工場内が暑いので、屋根に遮熱塗料を塗る工事は対象ですか?	13
3-8 雨漏りしているので、屋根の修繕ついでに遮熱塗料を塗りたいのですが対象ですか?	14
3-9 作業場が暑いので、エアコンを新設したいのですが対象ですか?	15
3-10 古いエアコンが壊れたので、省エネ性能の高い新しいエアコンに買い替えたいのですが対象ですか?	15
3-11 テレワーク用に Wi-Fi ルーターを購入したり、プロバイダ契約をしたいのですが対象ですか?	15
3-12 中古品やオークションで購入した設備は対象になりますか?	16
3-13 親族が経営する工務店に工事を発注してもいいですか?	16
3-14 自分で取り付け工事を行う(自分で材料を買ってきてDIYで休憩室を作る)ので、材料費だけ申請できますか?	16
3-15 作業場に従業員の様子を確認するためのカメラを設置したいのですが対象ですか?	16
3-16 従業員用駐車場の舗装や、敷地内のフェンス設置などの外構工事は対象ですか?	17
3-17 オフィスの照明を蛍光灯からLEDへ交換する費用は、補助対象になりますか?	17
3-18 設備や機器を「リース契約」や「レンタル契約」で導入する場合も対象になりますか?	17
3-19 上限額引上げの要件として「県の「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること」とありますが、「プラチナくるみん」の認定を受けている場合、引上げの対象になりますか?	18
3-20 介護現場において、従業員の負担軽減を目的としてミスト浴を導入したいが、補助対象となりますか?	18
3-21 テレワークの効率化や業務のDX化を目的として、デジタルホワイトボードを購	

入する場合、対象となりますか？	19
3-22 作業所にトイレがないため設置したいのですが、常設トイレではなく仮設トイレの設置は補助対象となりますか？	19
3-23 飲食店をしています。現在手洗いで食器を洗っているのですが、従業員の身体的負担軽減のため食器洗浄機を導入することは補助対象となりますか？	19
3-24 卸売業・小売業・インテリア業を営む事業者です。業務で使用するトラックにパワーゲートを取り付けたい場合、対象となりますか？	20
3-25 運送業の事業者で遠隔点呼システムの導入を検討しています。導入の際、既存の事務所ではなくプレハブの中に設置し、システムを整備したいと考えていますが、プレハブの費用は対象となりますか？なお、プレハブは休憩室としても利用する予定です。	20
3-26 建設現場における熱中症対策としてスポットクーラーの整備を検討していますが、あわせてスポットクーラー用の発電機を購入する場合、補助対象となりますか？	20
3-27 地震・津波発生時の安全確保のため、従業員が屋上に避難するための階段を設置する経費は補助対象となりますか？	20
3-28 事務所の窓が古く、夏は暑く冬は冷え込むため、断熱窓への改修を検討しています。このような工事は対象になりますか？	21
3-29 車両は原則対象外とされていますが、フォークリフトは補助対象となりますか？	21
3-30 パワーハンドリフト（電動ハンドリフト）は、対象外とされる「車両」に含まれますか？	22
3-31 従業員が30名ほどおり、現在は男女共用トイレしかありません。これを男女別に改修したいのですが、法令の設置義務を満たしていなかった状態からの改善となるため、補助対象外になりますか？	22
3-32 現在、医療現場のX線撮影においてフィルム現像を行っていますが、健康リスク減少や身体的負担軽減を目的としたデジタル化をすることは補助対象になりますか？	23
3-33 熱中症対策として、現場へ持参する氷を作るための業務用製氷機を導入したいと考えていますが補助対象になりますか？	23
3-34 自治体が所有する施設（公有財産）の設備を改修したいのですが、対象になりますか？	23
3-35 業務用掃除ロボットを導入することは補助対象になりますか？	24
3-36 従業員の福利厚生として「喫煙スペース（喫煙所）」を新設する費用は補助対象になりますか？	24
4 （3）労務管理用ソフトウェア等のシステム導入	25
4-1 勤怠管理システムを入れたいのですが、パソコンやタブレットも一緒に買えますか？	25
4-2 クラウドサービス（SaaS）の利用料は対象ですか？	25

5	(4) 外部専門家によるコンサルティング	25
5-1	どのようなコンサルティングが対象になりますか？	25
6	申請手続・見積もり・支払いについて	26
6-1	いつから着手（発注・契約）していいですか？	26
6-2	見積書は何社分必要ですか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）	26
6-3	申請書の金額には「消費税」を含めてよいですか？	26
6-4	見積書の記載で気をつけることはありますか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）	26
6-5	インターネットのサイトで注文することは可能ですか？	27
6-6	クレジットカードで支払ってもいいですか？	27
6-7	ポイントやクーポンを使って支払ってもいいですか？	27
6-8	現金での支払いは可能ですか？	27
6-9	業者への支払時にかかった「銀行振込手数料」は補助対象になりますか？	27
6-10	「県税に未納がないことの証明書」はどこで取れますか？	28
6-11	社会保険労務士や販売店が申請を代行することはできますか？	28
6-12	社会保険労務士は、どのように探せばいいですか？	29
6-13	法人の免税事業者ですが、申請時にはどのような書類が必要でしょうか？	29
6-14	社会福祉法人ですが、納税証明書の提出は必要ですか？	30
6-15	実績報告を行う際、会社にあるすべての就業規則や規定を提出する必要がある ますか？また、提出する書類はすべて「令和7年4月1日以降」の労働基準監督署の受領 印が押されている必要がありますか？	30
6-16	法人を設立したばかりでまだ決算を迎えておらず、県税の納税実績がありませ ん。このような場合でも「全ての県税に未納がないことを証明する納税証明書」の提出は 必要ですか？	30

1 制度全般・補助対象者について

1-1 個人事業主は対象になりますか？

答.

県内の税務署へ開業届を提出しており、かつ、「1.4. 補助対象者の要件」に掲げる要件（「常時使用する従業員を1人以上雇用していること」など。）全てを満たしていれば、対象になります。ただし、従業員が「同居の親族のみ」の場合は対象外です。

（参照：募集要項 P.5「1.3.2 個人事業主の場合」、P.5-9「1.4 補助対象者の要件」）

1-2 農業や林業を営む個人事業主ですが、対象になりますか？

答.

対象になります。県内の税務署へ開業届を提出しており、かつ、「常時使用する従業員」を1人以上雇用している場合は対象となります。ただし、従業員が「同居の親族のみ」の場合は対象外です。

（参照：募集要項 P.5「1.3.2 個人事業主の場合」、P.5-9「1.4 補助対象者の要件」）

1-3 医療法人や社会福祉法人は対象ですか？

答.

「資本金の額及び出資の総額」がない場合は、「常時使用する従業員の数」が300人以下の法人（中小企業者と同等規模）であれば対象となります。

（参照：募集要項 P.3「1.2 用語の定義」、P.4「1.3.1 法人の場合」）

1-4 県内に複数の店舗（営業所）がありますが、店舗ごとに申請できますか？

答.

できません。申請は「事業者単位」であり、かつ、「1事業者につき1回まで」となります。複数の店舗の改修を行いたい場合は、それらを1つの事業計画としてまとめて一括で申請してください。

（参照：募集要項 P.29「2.1 交付申請書等の提出期間」）

1-5 複数のコース（例：トイレ改修と就業規則見直し）を同時に申請できますか？

答.

可能です。（1）～（3）の各区分について、「1事業者あたり1回まで」申請できます。同時にまとめて申請しても、時期をずらして個別に申請しても構いません。

（参照：募集要項 P.29「2.1 交付申請書等の提出期間」）

1-6 徳島県の「生産性向上・成長力強化支援事業費補助金」と併用できますか？

答.

併用可能です。ただし、「同一の経費（見積書）」に対して重複して補助を受けることはできません。事業内容と対象経費を明確に分けていれば、同じ年度に両方の補助金を活用できます。

（参照：募集要項 P. 10 「1.5 補助対象経費及び補助率等」）

1-7 募集要項に記載のみなし大企業の役員の定義における役員総数には監査役を含みますか。また、常勤・非常勤の別は関係ありますか？

答.

募集要項 P3, 4 に掲載しているのみなし大企業の役員には、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役及び会社法第 381 条第 1 項に規定する監査役は含まれません。

また、役員に関しては、登記簿へ記載されている役員をカウントするため、常勤、非常勤は関係ありません。

1-8 新規開業する店舗で、休憩室等を検討していますが、補助対象となりますか？

答.

対象外です。本事業の（2）快適な職場環境の施設設備等の整備は、表 5 に掲げる施設設備等について、「従業員の労働環境の改善を目的に整備する場合、補助対象とする」としているため、整備後に改善の判断ができない新規開業は対象外となります。

（参照：募集要項 P. 15 「1.5.2.（2）快適な職場環境の施設設備等の整備」）

1-9 パチンコ店やゲームセンターなどの遊技場は、本補助金の申請は可能でしょうか？

答.

徳島県内に事業所を有し、従業員を 1 名以上雇用している中小企業・個人事業主であれば、原則として申請可能です。

ただし、本補助金は「従業員の職場環境整備」を対象としています。計画されている改修箇所が「従業員専用」であることを証明するため、申請時には図面（全体配置図）や現況写真をご提出ください。

1-10 現在、事務所の移転を計画しています。移転先のリフォーム費用は補助対象になりますか？

答.

事務所移転先におけるリフォーム費用については、補助対象外となります。

本補助金は、現在従業員が就業している環境において、環境を向上させる「現状からの改善」を支援するものです。

移転先での工事は、新たな事業拠点の開設や維持に伴う一般的な整備とみなされ、現在の職場環境の具体的な改善には該当しません。

2 (1) 魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備

2-1 既に就業規則はあるのですが、申請できますか？

答.

可能です。ただし、既存の就業規則を単に形式的に変更するだけでは対象外です。「募集要項 表 4」に掲げる取組について、労働関係法令の基準を上回る制度又は同法令で義務付けられていない制度を整備する場合に対象となります。

(参照：募集要項 P. 13 「1.5.1 【留意事項】(2)」)

2-2 従業員数が 10 人未満で、就業規則の作成・届出義務がない事業場ですが、労働基準監督署に届け出る必要がありますか？

答.

就業規則の作成・届出義務のない従業員数が 10 人未満の事業場についても、本補助金においては、労働基準監督署へ届け出たうえで、実績報告時に、「就業規則等の写し（労働基準監督署に届け出たことが分かるものに限る。）」を提出する必要があります。

(参照：募集要項 P. 35 「3.2.1 実績報告時の提出書類」)

2-3 地域別最低賃金の引上げに合わせて、賃金規程（時給額）を改定する場合は対象になりますか？

答.

単に地域別最低賃金額を下回らないようにするための「事業場内最低賃金の引上げ」のみを行う場合は補助対象となりません。ただし、これに合わせて、初任給や各等級の賃金を含む「賃金テーブル全体」のベースアップや見直しを行う場合は、補助対象となります。

(参照：募集要項 P. 13 「1.5.1 【留意事項】(2) 就業規則等の内容に関すること」)

2-4 本補助金を活用して就業規則を整備した後、厚生労働省の「両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）」を申請しても問題ありませんか？

答.

問題ありません。「両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）」は、定められた制度を実際に従業員が利用した実績に基づいて支給されるものであり、本補助金の対象経費と重複するものではありません。そのため、申請しても問題ありません。

2-5 従業員が 10 名以上の事業場で、就業規則が未整備のままの状態です。これから就業規則を整備する場合は補助対象となりますか？

答.

対象外です。従業員 10 名以上の事業場は法令により就業規則の整備が義務付けられており、未整備の状態は「法令違反」に該当します。義務化されている事項の履行にかかる費用は、補助金の助成対象には含まれません。

2-6 本補助金でメンタルヘルスケアに関する取組を実施したいと考えていますが、対象となりますか？

答.

メンタルヘルスケアに関する取組については、就業規則の整備等を通じて実施する場合、以下のような例が対象となります。（下記取組番号は、募集要項 P. 6 表 2 を参照）

- ・取組番号⑦：特別休暇制度の導入（※法令により義務付けられていない制度）
理 由：メンタル不調時のための「病気休暇」や、リフレッシュを目的とした「特別休暇」の整備が含まれるためです。
- ・取組番号⑪：ハラスメント防止に関する規定の導入・見直し（※「法令（改正労働施策総合推進法など）を上回る制度」）
理 由：メンタルヘルス不調の大きな要因となるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止規定を整備することは、心の健康管理の基盤となるためです。
- ・取組番号⑧：人間ドック受診等への補助などの制度の導入（※法令を上回る制度）
理 由：法定を上回る健康管理制度として、ストレスチェックに付随するカウンセリング費用の補助等を規定する場合、本項目に該当すると考えられます。
- ・取組番号⑧：50 名未満の事業場でのストレスチェック制度の導入（※法令により義務付けられていない制度）
理 由：50 名未満の事業場におけるストレスチェック実施は努力義務とされているため、本項目に該当すると考えられます。

また、従業員のメンタルヘルス状態を把握するためのソフトウェアについては、「(3) 労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入」のうち「3 人事・労務管理機能」に該当し対象となります。

2-7 就業規則の取組番号⑩～⑭の整備について、本補助金を活用せずに整備した場合や、社会保険労務士等の専門家の支援によらず自社で整備した場合でも、補助対象要件を満たしますか？

答.

募集要項 6 ページ「表 2」に記載の取組番号⑩～⑭については、企業運営の根幹に関わる

重要な労務規定であり、専門的知見に基づく適切な整備が不可欠です。

このため、社会保険労務士等に依頼せず自社で整備した場合は、補助対象要件を満たしたものとではありません。

本補助金または令和 7 年度に県が実施した「魅力ある職場づくり支援補助金」を活用して専門家により整備される場合に限り、原則として補助対象となります。

ただし、顧問社労士等が整備を担当し、年間契約料とは別に追加費用が発生しない場合は、実績報告時に、様式第 10 号「補助事業実績書」の担当者欄を記入のうえ、「変更前の就業規則（労働基準監督署の受領印があるもの）」を追加でご提出いただくことで補助対象として認める場合があります。

2-8 従業員数 10 名未満の事業場が、本補助金を活用して新たに就業規則を作成・整備できますか？

答.

可能です。ただし、以下の点にご留意ください。

（労働基準監督署への届出）従業員 10 名未満の事業場は、法令上の届出義務はありませんが、本補助事業で就業規則等を整備する場合は、補助事業完了までに必ず管轄の労働基準監督署へ届け出、その控えを実績報告書に添付していただく必要があります。

（内容の要件）単に法律を守るための規則を作るだけでなく、募集要項に定められた「出産・育児・介護との両立支援」や「柔軟な働き方の導入」など、法定基準を上回るまたは義務付けられていない制度を盛り込むことが条件となります。

（参照：募集要項 P.5「1.4 補助対象者の要件（2）」、P.6（表2）「事業完了時点の就業規則等の内容」）

3 (2) 快適な職場環境の施設設備等の整備

【共通】

3-1 工事の写真はいつ撮ればいいですか？

答.

必ず「着手前（施工前）」の写真をお撮りください。実績報告時に「施工前」と「施工後」の写真を比較して確認します。施工前の写真がないと、補助金が支払われない可能性があります。

（参照：募集要項 P.19 「1.5.2 【留意事項】（2）補助対象経費に関すること」、P.31 「2.2 交付申請時の提出書類（表8）」）

【トイレ・休憩室・環境改善】

3-2 和式トイレを洋式トイレに改修したいのですが対象ですか？

答.

対象です。また、男女共用トイレを男女別に分離する工事や、女性用トイレの増設なども対象となります。

（参照：募集要項 P.20 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足1）トイレの改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-3 洋式トイレが古くなったので、同じタイプの新品に交換したいのですが？

答.

対象外です。既存のトイレの老朽化や破損に伴う単なる更新（買い換え）や単なる修繕は補助対象となりません。和式から洋式への改修など、明らかな機能の向上が伴うものは補助対象となります。

（参照：募集要項 P.20 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足1）トイレの改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-4 飲食店を営んでいるのですが、お客様用のトイレを改修したいのですが、従業員も使う場合、対象になりますか？

答.

本事業は「従業員の労働環境の改善を目的に整備するもの」を補助対象としているため、対象外です。不特定多数の顧客や来訪者が利用する設備（客用トイレ、客席、待合室、受付カウンター等）は、「主として顧客や施設利用者が利用する施設設備等（補助対象とならない経費）」とみなされるため、補助対象となりません。本事業の補助対象となるのは、「バ

ックヤードにある従業員専用トイレ」など、「従業員が業務で使用する施設（事業主の居住部分を除く。）」であって、交付申請時に提出される「施設設備等の整備を行う物件の図面の写し」において従業員が業務で使用するエリアであることが明確な場合に限ります。

ただし、店舗等の構造上、トイレが1箇所のみであり、従業員も当該トイレを使用せざるを得ない場合に限り、例外的に対象となる可能性があります。その場合、図面等において従業員が業務で使用する実態を明確に示す必要があります。

（参照：募集要項 P. 20 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足1）トイレの改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-5 事業主の自宅兼事務所のリビングに、打合せ用としてエアコンやテーブルを置きたいのですが対象になりますか？

答.

本事業は「従業員が業務で使用する施設（事業主の居住部分を除く。）」を補助対象としているため、対象外です。役員のみが使用するスペースや、事業主の居住部分と明確に区分できないスペース（兼用部分）への整備は対象外です。

（参照：募集要項 P. 19 「1.5.2 【留意事項】（2）補助対象経費に関すること」）

3-6 休憩室の環境改善として、大型テレビや空気清浄機、マッサージチェアを置きたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。「家庭用電化製品（電子レンジ、炊飯器、ポット、冷蔵庫、掃除機、空気清浄機、テレビ、ドライヤー等）」及び「移設が容易で目的外使用の恐れがある家具・什器（ソファ、ベッド、マッサージチェア等）」は、休憩室に置くものであっても一律に対象外としています。ただし、休憩室等の整備と一体的に導入する場合で、当該スペースに固定されるなど、効果が合理的に説明される場合のみ、対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-7 工場内が暑いので、屋根に遮熱塗料を塗る工事は対象ですか？

答.

対象です。従業員の熱中症対策や作業環境改善に資すると認められる場合は、建物の改修工事（屋根や外壁への「遮熱塗料（断熱塗料）」の塗布）も対象となります。

（参照：募集要項 P. 16-17 「1.5.2 【補助対象となる事業の例】」）

3-8 雨漏りしているので、屋根の修繕ついでに遮熱塗料を塗りたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。雨漏りの修繕や外壁のひび割れ補修などは、「単なる修繕、原状回復（機能の向上を伴わないもの）、メンテナンス費用」とみなされるため、対象外です。修繕要素を含まない、純粋な機能向上（遮熱塗装のみ）にかかる費用が明確に区分できる場合に限り、当該費用が補助対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

【空調設備（エアコン）関係】

3-9 作業場が暑いので、エアコンを新設したいのですが対象ですか？

答.

「従業員が業務で使用しており、かつ、空調機器が設置されていない空間」に、エアコンを新設する場合は対象となります。既にエアコンがある作業場におけるエアコンの「買い替え・更新」は対象となりません。

（参照：募集要項 P. 21「1.5.2 【留意事項】（2）（補足2）空調機器（エアコン等）の改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-10 古いエアコンが壊れたので、省エネ性能の高い新しいエアコンに買い替えたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。既存のエアコンの老朽化や破損に伴う「単なる買い替え・更新」は、省エネ化や機能向上であっても、単なる修繕・原状回復とみなされるため対象外です。

（参照：募集要項 P. 21「1.5.2 【留意事項】（2）（補足2）空調機器（エアコン等）の改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

【テレワーク・Wi-Fi 関係】

3-11 テレワーク用にWi-Fi ルーターを購入したり、プロバイダ契約をしたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。ルーター等のネットワーク機器は「汎用機器」に該当するため、対象となりません。また、月々の利用料は「通信費（経常経費）」に該当するため対象外です。ただし、テレワーク導入やフリーアドレス化に伴う「LAN配線工事（壁内配線や電源増設等）」にかかる費用は、補助対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P. 16-17「1.5.2 【補助対象となる事業の例】」、P. 22-24「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

【対象外経費・その他・追加質問】

3-12 中古品やオークションで購入した設備は対象になりますか？

答.

対象外です。中古品は選定価格の適正性（時価）の判断や、品質保証（耐用年数）の確認が困難であるため、本補助金では「新品」の購入のみを対象とします。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-13 親族が経営する工務店に工事を発注してもいいですか？

答.

原則として対象外です。代表者が同一、又は、親族関係（親会社・子会社・関連会社を含む。）にあるなど、実質的に一体とみなされる事業者への発注は、「利益相反」や「価格の適正性」の観点から、補助対象外となります。必ず、資本関係や親族関係のない第三者の業者へ発注してください。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-14 自分で取り付け工事を行う（自分で材料を買ってきてDIYで休憩室を作る）ので、材料費だけ申請できますか？

答.

できません。自社（親会社・子会社・関連会社を含む）で施工する場合に要する経費（人件費・材料費・外注費の全てを含む。）は補助対象となりません。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-15 作業場に従業員の様子を確認するためのカメラを設置したいのですが対象ですか？

答.

対象外です。本事業において補助対象となる防犯カメラ等は、あくまで休憩室や更衣室入口等の「不審者の侵入防止（防犯）」や「入退室管理（セキュリティ）」等の安全、安心の基盤整備に向けた職場環境の整備を目的とする場合に限りです。業務時間中の従業員を常時撮影・録画するような、いわゆる「監視カメラ」としての利用は、労働環境の改善につながらないため対象となりません。

（参照：募集要項 P. 16-17 「1.5.2 【補助対象となる事業の例】」）

3-16 従業員用駐車場の舗装や、敷地内のフェンス設置などの外構工事は対象ですか？

答.

対象外です。建物の「外構工事（舗装、フェンス、植栽、門扉の設置等）」は補助対象外としています。あくまで、従業員が業務で使用する施設が対象です。

（参照：募集要項 P.22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-17 オフィスの照明を蛍光灯からLEDへ交換する費用は、補助対象になりますか？

答.

原則として、対象となりません。本補助金は、従業員の労働環境の改善を目的としているため、単なる「省エネ（電気代削減）」や「老朽化更新」を目的とした照明の交換は対象外です。

また、電球や蛍光管などの交換用部品（消耗品）の購入は対象外であり、照明器具本体を購入する場合であっても、1品あたり5万円未満の物品は補助対象外となります。

ただし、以下のようなケースは対象となる可能性があります。

- 休憩室や更衣室の改修工事（リフォーム）の一環として、部屋全体の照明設備を刷新する場合（工事請負費に含まれる場合）。
- 作業場の照度不足（暗すぎる等）により従業員の安全や健康に支障があり、それを改善するために大規模な照明設置工事を行う場合。

（参照：募集要項 P.22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-18 設備や機器を「リース契約」や「レンタル契約」で導入する場合も対象になりますか？

答.

対象外です。本補助金は、補助事業期間内に「支払いが完了」し、かつ、事業者が「所有権が移転」するものを対象としています。リース契約及びレンタル契約は、期間内に全額の支払いが完了せず、所有権も直ちに移転しないため、対象外となります。

（参照：募集要項 P.22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-19 上限額引上げの要件として「県の「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること」とありますが、「プラチナくるみん」の認定を受けている場合、引上げの対象になりますか？

答.

はい、対象となります。厚生労働省の「プラチナくるみん」認定企業については、「はぐくみ支援企業」と同等以上に仕事と子育ての両立支援に取り組んでいるとみなすため、上限額引上げの要件を満たすものとして取り扱います。

3-20 介護現場において、従業員の負担軽減を目的としてミスト浴を導入したいが、補助対象となりますか？

答.

ミスト浴などの介護に関する設備機器の導入については、県の他の補助金（県「介護テクノロジー一定着支援事業」）の対象となるため、本事業の対象外とさせていただきます。なお、介護テクノロジー一定着支援事業における補助対象機器の一例は、下記のとおりです。

- ・介護ソフト
- ・インカム
- ・見守りセンサー
- ・その他（入浴介助の負担軽減を図るストレッチャー、移乗介護の負担軽減を図るパワーアシストスーツ など）

詳細は、「とくしま介護現場 DX サポートセンター」にお問い合わせください。

■とくしま介護現場 DX サポートセンター

（TEL）088-642-5112

（HP）<https://tokushima-kaigodx.jp/>

※令和8年度介護テクノロジー一定着支援事業の書類提出が7月10日をもって終了したことに伴い、介護分野の機器につきましても本補助金の対象となる可能性がございます。ただし、「介護テクノロジー一定着支援事業」で対象となっていたすべての機器が、本補助金の対象になるとは限りませんのでご注意ください。

なお、ミスト浴につきましては、職員の身体的負担軽減を目的とした導入であれば、本補助金対象となる可能性がございます。

3-2 1 テレワークの効率化や業務の DX 化を目的として、デジタルホワイトボードを購入する場合、対象となりますか？

答.

対象外です。デジタルホワイトボードは、PC やディスプレイ等の一般的な事務機器と同様に汎用性の高い機器とみなされるため、本事業の対象外となります。

3-2 2 作業所にトイレがないため設置したいのですが、常設トイレではなく仮設トイレの設置は補助対象となりますか？

答.

本補助金では基本的に常設トイレを対象としています。

ただし、常設トイレを設置できない理由及び仮設トイレを設置することで得られる効果を確認したうえで、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、国土交通省が定める「快適トイレ」の基準を満たした仮設トイレであれば補助対象となります。（リース契約及びレンタル契約により導入するものは対象外となります。）

なお、以下の内容については、様式第 2 号「補助対象事業（2）快適な職場環境の施設設備等の整備」にある事業の具体的な内容の欄へ記載してください。（※必要に応じて、図面や位置図の提出を求めることがあります。）

- ・ 常設トイレを設置できない理由
→ 行おうとする事業の具体的な内容（1）（「2. 自社の課題」欄）
- ・ 仮設トイレを設置することで得られる効果
→ 「見込まれる効果」欄

また、「快適トイレ」に該当するかを確認するため、次のいずれかの書類をご提出ください。

- ・ 快適トイレの基準を満たしている旨が記載されたカタログ等
- ・ 特定非営利活動法人日本トイレ研究所による「快適トイレ」の認定を受けていることが分かる資料

（参照：国土交通省「快適トイレの標準仕様イメージ」<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001358661.pdf>）

3-2 3 飲食店をしています。現在手洗いで食器を洗っているのですが、従業員の身体的負担軽減のため食器洗浄機を導入することは補助対象となりますか？

答.

従業員の業務負担軽減を目的とした機器等の導入は対象となります。ただし、家庭用電化製品は汎用性が高いため対象外となり、業務用食器洗浄機のみが対象となります。

3-24 卸売業・小売業・インテリア業を営む事業者です。業務で使用するトラックにパワーゲートを取り付けたい場合、対象となりますか？

答.

対象となります。身体的負担を軽減する設備として導入する場合、パワーゲートは補助対象となります。ただし、車両と同時に導入する場合は、車両本体の費用は対象外となるため、パワーゲート部分の内訳が分かる見積書をご提出ください。

3-25 運送業の事業者で遠隔点呼システムの導入を検討しています。導入の際、既存の事務所ではなくプレハブの中に設置し、システムを整備したいと考えていますが、プレハブの費用は対象となりますか？なお、プレハブは休憩室としても利用する予定です。

答.

遠隔点呼システムの利用を主目的としたプレハブの設置費用は、原則として対象外となります。ただし、既存の事務所等の施設ではシステム導入ができず、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、補助対象となる可能性があります。また、休憩室としての利用を主目的として設置する場合は、対象となる可能性があります。位置図や図面等の関連書類をご提出ください。

3-26 建設現場における熱中症対策としてスポットクーラーの整備を検討していますが、あわせてスポットクーラー用の発電機を購入する場合、補助対象となりますか？

答.

スポットクーラーは補助対象となります。「空調機器（エアコン等）の改修・整備に関する確認書」を確認の上、申請書とともにご提出ください。

発電機に関しては汎用性の高いものとなりますので、対象外となります。

3-27 地震・津波発生時の安全確保のため、従業員が屋上に避難するための階段を設置

する経費は補助対象となりますか？

答.

従業員の安全・安心の基盤整備に向けた職場環境の整備として、補助対象となる可能性があります。最終的な可否については、ご提出いただいた申請書類（事業計画書、図面、見積書、設置場所の現況写真等）等により、避難経路としての有効性や必要性等を審査した上で判断することとなります。

3-28 事務所の窓が古く、夏は暑く冬は冷え込むため、断熱窓への改修を検討しています。このような工事は対象になりますか？

答.

老朽化更新を目的とした交換は対象外となります。

ただし、従業員が執務するスペースの環境改善を目的とした断熱改修であれば、対象となる可能性があります。なお、以下の条件を満たす必要があります。

1. 性能向上を伴うこと：

単に割れたガラスを同じものに替えるような「原状回復」ではなく、現在よりも断熱性能を高める（例：内窓の設置、複層ガラスへの交換等）改修であること。

2. 従業員のための整備であること：

従業員が日常的に業務を行う場所や休憩室等の窓が対象です。

申請時には、改修予定箇所の「施工前の写真」および「断熱性能が確認できる見積書やカタログ」を提出してください。改修によって、どのように従業員の就業環境改善（熱中症予防など）の効果があるか事業計画書にご記入いただき、審査で判断いたします。

なお、国の補助事業においても、断熱窓の改修等に対して補助を受けられる可能性があります。詳細につきましては、下記をご確認ください。

（先進的窓リノベ 2026 事業）<https://window-renovation2026.env.go.jp/>

（脱炭素ビルリノベ事業）<https://bl-renos.jp/r8/>

3-29 車両は原則対象外とされていますが、フォークリフトは補助対象となりますか？

答.

フォークリフトをはじめとする産業用車両については、製造業や運送・物流業等において、従業員の身体的負担軽減（重量物運搬の解消等）を目的とした導入であり、かつ、自社でこ

れまで保有しておらず「今回初めて導入する場合」に限り、補助対象となります。

なお、本補助金は「職場環境の改善」を目的としているため、以下の場合の対象外となります。

- ・買い替え：既存の古いフォークリフトを新しく更新する場合。
- ・買い増し：すでに自社でフォークリフトを使用しており、台数を増やす場合。

【申請時のポイント】

申請にあたっては、これまで手作業で行っていた工程の現状（運搬物の重さや回数など）と、初導入によってどのように身体的負担が軽減されるかを事業計画書（様式第2号）へ具体的に記載してください。また、10万円（税抜）を超える場合は2社以上の相見積もりが必要です。

3-30 パワーハンドリフト（電動ハンドリフト）は、対象外とされる「車両」に含まれますか？

答.

パワーハンドリフトについては、原則として「車両」ではなく、「リフト等（設備）」として扱い、補助対象となります。製造業や卸売・小売業等において、手動式から電動式へ切り替えることで身体的負担を軽減する場合、補助対象となります。

ただし、職場環境の「改善」を支援するという本補助金の趣旨に基づき、以下の点に留意してください。

- ・対象となるケース：現在、手作業や手動式ハンドリフトで行っている重労働を、電動式（パワーハンドリフト）に切り替えることで負担を軽減する場合。
- ・対象外となるケース：すでに保有している電動ハンドリフトが古くなったことによる買い替え（更新）や、同一性能の機器の買い増し。

申請時には、現在の作業環境がどのように過酷であり、パワーハンドリフトの導入によってどのように改善されるかを具体的に記載してください。また、10万円（税抜）を超える場合は2社以上の相見積もりが必要です。

3-31 従業員が30名ほどおり、現在は男女共用トイレしかありません。これを男女別に改修したいのですが、法令の設置義務を満たしていなかった状態からの改善となるため、補助対象外になりますか？

答.

法令で義務付けられている最低基準（男女別への区分や従業員数に応じた最低個数）を満たすための費用は、原則として補助対象外となります。

ただし、法令の基準を上回る整備（上乗せ部分）を行う場合であり、かつ見積書等でその

経費を明確に按分できる場合に限り、その超過部分のみが補助対象となります。

申請の際は、適正な法令基準を算出するため、申請書の「自社の課題」や「補助事業の内容」欄に必ず同時に就業する「男性・女性それぞれの人数」をご記載ください。

3-32 現在、医療現場のX線撮影においてフィルム現像を行っていますが、健康リスク減少や身体的負担軽減を目的としたデジタル化をすることは補助対象になりますか？

答.

対象となる可能性がございます。申請書類の様式第2号「補助事業計画書」の「自社の課題」および「見込まれる効果」に、その旨を具体的にご記載ください。

3-33 熱中症対策として、現場へ持参する氷を作るための業務用製氷機を導入したいと考えていますが補助対象になりますか？

答.

対象となる可能性があります。

本補助金では、家庭用電化製品は汎用性が高いため一律に対象外としていますが、特定の業務用途に限られる「業務用機器」であり、かつ従業員の熱中症予防や作業環境改善（健康経営）を主目的とする場合は、補助対象（物品購入費または設備機器導入費）として認められる場合があります。

ただし、不特定多数の顧客や来訪者への提供用ではなく、あくまで従業員の労働環境の改善及び安全衛生の確保のために使用されるものである必要があります。

申請書類の様式第2号「補助事業計画書」の「自社の課題」および「見込まれる効果」に、その旨を具体的にご記載ください。最終的な可否は、ご提出いただく申請書類やカタログ等をもとに総合的に審査し判断いたします。

3-34 自治体が所有する施設（公有財産）の設備を改修したいのですが、対象になりますか？

答.

地方公共団体が所有する施設（公有財産）の改修等に係る経費は補助対象外です。施設を所有する各自治体へご相談ください。

3-35 業務用掃除ロボットを導入することは補助対象になりますか？

答.

原則として、掃除機などの家庭用電化製品や汎用性の高い機器は補助対象外としています。

ただし、導入する機器が一般家庭向け製品とは明確に仕様が異なる業務用の清掃ロボットであり、従業員が日常的に業務を行うエリアで使用されるものであって、単なる作業効率化（生産性向上）ではなく、従業員の身体的負担の軽減を主たる目的とする場合に限り、補助対象となる可能性があります。申請書類の様式第2号「補助事業計画書」の「自社の課題」および「見込まれる効果」等をもとに総合的に審査し判断いたします。

3-36 従業員の福利厚生として「喫煙スペース（喫煙所）」を新設する費用は補助対象になりますか？

答.

【屋内への設置】

補助対象外です。健康増進法では施設管理者に対し屋内の喫煙を原則禁止することを義務付けているため、補助の対象とは認められません。

【屋外への設置】

単純な喫煙者向けの福利厚生ではなく、非喫煙者への受動喫煙防止という観点から全従業員の労働環境改善に資すると認められる場合に限り、補助対象となる可能性があります。

4 (3) 労務管理用ソフトウェア等のシステム導入

4-1 勤怠管理システムを入れたいのですが、パソコンやタブレットも一緒に買えますか？

答.

パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用機器は補助対象となりません。ただし、システム利用に不可欠かつ専用のハードウェア（打刻専用端末（タイムレコーダー）等）であれば補助対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P. 26 「1.5.3 【補助対象経費】」）

4-2 クラウドサービス（SaaS）の利用料は対象ですか？

答.

対象ですが、「補助事業期間中（交付決定日～事業完了日）の利用分」のみが補助対象となります。年払いで支払った場合でも、期間分を月割り計算して算出します。なお、交付決定日より前に契約・利用開始しているサービスは対象外です。

（参照：募集要項 P. 26 「1.5.3 【留意事項】」）

5 (4) 外部専門家によるコンサルティング

5-1 どのようなコンサルティングが対象になりますか？

答.

外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）による、「(2) 快適な職場環境の施設整備等の整備」及び「(3) 労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入」の補助対象事業を進めるにあたっての助言、業務プロセスの見直し、労働関係法令への適合状況の診断・指導等に要する経費が対象になります。

（注1）施工業者が行う、設計・積算・現場管理等に係る経費は、「(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備」の補助対象経費となるため、本区分の対象とはなりません。

（注2）システム販売業者等が行う、当該システムの単なる操作説明、初期設定、データ移行作業等に係る経費は、「(3) 労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入」の補助対象経費となるため、本区分の対象とはなりません。

（参照：募集要項 P. 27-29 「1.5.4 【補助対象経費】」）

6 申請手続・見積もり・支払いについて

【見積もり・発注】

6-1 いつから着手（発注・契約）していいですか？

答.

必ず補助金の交付決定の通知を受けてから発注・契約してください。本補助金は、交付決定日以降に発生し、補助事業期間内に支払が完了した経費が補助対象となります。交付決定日より前に発注や契約等を行った経費は、一切対象になりません。

（参照：募集要項 P. 10 「1.5 補助対象経費及び補助率等（全般に関すること）」等）

6-2 見積書は何社分必要ですか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）

答.

1 件（1 品又は 1 工事）あたりの金額（税抜）が 10 万円を超える場合は、原則として 2 社以上からの見積書（相見積もり）が必要です。ただし、例えば、単価が 5 万円の備品を 2 つ購入する場合（合計 10 万円）など、1 品あたりの単価が 10 万円以下の場合は、相見積もりは不要です。

（参照：募集要項 P. 19 「1.5.2 【留意事項】（1）全般に関すること」）

6-3 申請書の金額には「消費税」を含めてよいですか？

答.

原則として「税抜」金額で記入してください。消費税は補助対象経費に含まれません。見積書が税込表記の場合は、消費税分を差し引いた金額で申請してください。

ただし、免税事業者や簡易課税事業者など、消費税の仕入税額控除ができない事業者に限り、税込金額で申請することが可能です。

（参照：募集要項 P. 10 「1.5. 補助対象経費及び補助率等（全般に関すること）」）

6-4 見積書の記載で気をつけることはありますか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）

答.

「〇〇工事 一式」のみの記載は認められません。必ず内訳（名称、型式、単価、数量等）が分かる見積書を提出してください。

（参照：募集要項 P. 18 「1.5.2 【留意事項】（1）全般に関すること」）

6-5 インターネットのサイトで注文することは可能ですか？

答.

可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

- 「送料」「決済手数料」「代引き手数料」は補助対象外です（本体価格のみ対象）。
- 購入時の画面（商品名、金額、日付、販売店が分かるもの）を印刷して証拠書類としてください。
- 10 万円を超える場合は、他サイト等での価格比較資料（相見積もりの代わり）が必要です。

（参照：募集要項 P. 39 「5. （3）電子商取引等」）

【支払い・決済】

6-6 クレジットカードで支払ってもいいですか？

答.

可能です。ただし、「補助事業期間内に口座からの引き落とし（支払完了）が確認できる場合」に限ります。事業期間終了間際にカード決済を行うと、引き落としが期間外となり、補助対象外になる恐れがありますのでご注意ください。

（参照：募集要項 P. 39 「5. （2）経費の支払方法」）

6-7 ポイントやクーポンを使って支払ってもいいですか？

答.

ポイント・クーポン利用分は補助対象外です。証拠書類（領収書等）の金額から、ポイント・クーポン利用分を差し引いた「実質支払額」のみが補助対象となります。

（参照：募集要項 P. 39 「5. （2）経費の支払方法」）

6-8 現金での支払いは可能ですか？

答.

原則として銀行振込としてください。やむを得ず現金で支払う場合でも、1 取引（請求書 1 枚）が 10 万円（税抜）を超える場合は、現金払いは認められません（補助対象外となります）。

（参照：募集要項 P. 39 「5. （2）経費の支払方法」）

6-9 業者への支払時にかかった「銀行振込手数料」は補助対象になりますか？

答.

対象外です。振込手数料は補助対象経費に含まれません。手数料を差し引いた「工事代

金・物品代金そのもの」の金額のみが対象となります。

(参照：募集要項 P. 39 「5. (2) 経費の支払方法」)

【その他手続き、追加質問】

6-10 「県税に未納がないことの証明書」はどこで取れますか？

答.

最寄りの「県税局（東部・南部・西部など）」で取得できます（市町村役場や税務署ではありません。）。交付申請書の証明事項にある「県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）すべてに未納がないことの証明」を申請してください。詳しくは、募集要項 P. 34 を参照ください。

(参照：募集要項 P. 34「【参考】全ての県税に未納がないことを証明する納税証明書の交付申請」)

6-11 社会保険労務士や販売店が申請を代行することはできますか？

答.

申請の主体はあくまで「申請事業者（補助金を受け取る事業者）」となります。ただし、連絡先の担当者（様式第1号の「4 担当者の氏名、連絡先」や様式第2号の「事務担当者の連絡先」等）は、申請書類等の連絡窓口となるため、社会保険労務士や販売店の担当者等であっても構いません。

なお、行政書士法等の関係法令に抵触する行為（申請書類等の作成自体を有償で請け負う等）にならないようご注意ください。

(参考) 行政書士法（昭和26年法律第4号）【抜粋】

(業務)

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

(業務の制限)

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただ

し、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

(参照：様式第1号、第2号)

6-12 社会保険労務士は、どのように探せばいいですか？

答.

徳島県社会保険労務士会ホームページの「会員リスト」より、お近くの社会保険労務士をお探し下さい。

■徳島県社会保険労務士会

(HP) <https://sr-tokushima.or.jp/>



「徳島働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士による電話による無料相談を行っておりますので、「徳島県魅力ある職場環境整備補助金」についてとお伝えいただき、ご相談内容をお話してください。また、来所による無料相談も行っていますが、事前に電話予約をお願いします。

■徳島働き方改革推進支援センター

(住所) 〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階

(TEL) 0120-967-951

(開所時間) 平日9:00~17:00 (※12月29日~1月3日を除く)

(HP) <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokushima/>

6-13 法人の免税事業者ですが、申請時にはどのような書類が必要でしょうか？

答.

下記の書類をご提出ください。

・法人税確定申告書 別表一（一）の控え

※e-Taxの「受信通知（メール詳細）」等受付日が確認できるものを添付してください。

・法人事業概況説明書（表面・裏面）

※前々事業年度分

なお、設立1年目または2年目の法人については、基準期間が存在しないため、「履歴事項全部証明書（登記簿）」により、基準期間がないことを確認いたします。

6-14 社会福祉法人ですが、納税証明書の提出は必要ですか？

答.

はい、社会福祉法人であっても提出は必須です。

本補助金では、法人の形態や性質（免税・非課税等）にかかわらず、すべての申請事業者に対して「全ての県税に未納がないこと」を要件として定めています。そのため、滞納がない状態であることを客観的に確認できるよう、証明書の添付をお願いしております。

納税証明書は、最寄りの「徳島県県税局（徳島・吉野川・阿南・美馬支所など）」の窓口で取得してください。申請の際は、証明事項のうち「7 県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）すべてに未納がないことの証明」を指定して交付を受けてください。

6-15 実績報告を行う際、会社にあるすべての就業規則や規定を提出する必要がありますか？また、提出する書類はすべて「令和7年4月1日以降」の労働基準監督署の受領印が押されている必要がありますか？

答.

はい、会社としての労務体制を確認するため、実績報告時には、原則として就業規則等の関係書類一式をすべてご提出ください。

なお、(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備、(3) 労務管理用ソフトウェア等のシステム導入を申請する場合において、募集要項 P.6（表2）の①～⑮に掲げる取組に関し、補助要件の対象となる規則・規定については、令和7年4月1日以降の労働基準監督署の受領印が必要となります。

また、(1) 魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備を申請する場合は、整備対象となる規則・規定のみをご提出いただければ結構です。

6-16 法人を設立したばかりでまだ決算を迎えておらず、県税の納税実績がありません。このような場合でも「全ての県税に未納がないことを証明する納税証明書」の提出は必要ですか？

答.

はい、設立直後で納税実績がない場合であっても、納税証明書の提出は必須となります。

本補助金では、法人の設立時期や性質にかかわらず、すべての申請事業者に対して「全ての県税に未納がないこと」を交付要件として定めています。現時点で課税実績（納付すべき税額）がない場合でも、最寄りの徳島県県税局窓口にて「現時点で未納（滞納）がないこと」を証明する書類が取得可能です。申請の際は、証明事項のうち「7 県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）すべてに未納がないことの証明」を指定して交付を受けてください。